

仕 様 書

1 件名

令和7年度東京都と山形県との連携による観光プロモーション業務委託

2 目的

東京都（以下「都」という。）は山形県と連携し、女性の視点を生かした観光振興の推進に向け、「東京都と山形県との連携による観光客誘致推進協議会」を設置し、有識者の意見を踏まえた取組を実施してきた。

今後は更なる観光振興の推進に向け、山形県内に数多く存在する食、自然、歴史及び文化など、まだまだ知られていない誇るべき観光資源を効果的に発信することにより、国内外から東京を訪れる多様な旅行者の山形県への送客促進や、山形県の観光関連事業の活性化を推進するため、共同プロモーションを実施する。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5 対象市場・ターゲット

外国人旅行者誘致・送客促進を図る業務における対象市場としては、欧米豪市場を対象とし、ターゲットは個人旅行とする。ただし、事業全体において、日本国内の旅行者も対象とする。

6 全体運営

(1) 全般について

受託者は、「2 目的」達成のため、「5 対象市場・ターゲット」に効果的に訴求できるよう、次の事業を円滑に運営実施すること。

ア 記事広告出稿

イ インフルエンサーを活用した SNS による情報発信

ウ トラベル小冊子の増刷

エ ウェブサイト運営管理及び情報発信の実施

<https://www.yamagata-tokyo.org/>（以下「公式サイト」という。）

オ オンライン広告の実施

カ デジタルツールを活用した BtoC イベントの実施

キ デジタルツールを活用した BtoB イベントの実施

(2) 実施体制及び留意事項

ア 都及び山形県への旅行者動向・分析に基づいて、事業を遂行すること。

イ 本事業の遂行に当たり十分な実施体制を構築するとともに、パートナー会社を含めた

体制管理を徹底し、契約期間開始後速やかに作業フロー及び体制図を財団に届け出て許可を得ること。

- ウ 受託者は各事業の詳細なスケジュールを作成し、常に財団と進捗共有等を行い、遅滞なく実施すること。
- エ 広告・記事等の内容・発信時期等も含め、業務の詳細については事前に財団に確認を取った上で実施し、進捗状況を綿密に財団に報告すること。
- オ 各業務完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。
- カ 事業の実施に当たっては、都、山形県双方の観光産業振興に資するよう、専門的な知見を踏まえ、運営すること。
- キ 公式サイト他、本事業で制作するコンテンツについて、施設やイベント等の主催者等への掲載許諾取得、掲載前の内容確認等を行うこと。
財団及び山形県と調整の上、取材する箇所には連絡・調整を行い、掲載・撮影許可を得ること。その際、取材先に提出する書類等がある場合は、事前に財団の承諾を得ること。
- ク 取材に係る一切の手配（交通、宿泊、食事等）を行い、それらに係る費用は全て本委託費に含めること。東京都内を移動する場合は、原則として公共交通機関を利用すること。
- ケ 写真や動画使用に当たっては、著作権元に承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は本委託費に含めること。
- コ 都、財団及び山形県が発信するプレスリリースについて、掲載する画像・写真等の提供を行い、情報を発信すること。
- サ 全ての業務において、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- シ 本事業で制作するコンテンツ等の掲載内容について、都、財団及び山形県において二次利用を想定している。「7 委託内容」(3)を除き、映像、イラスト、写真、音楽、出演者等、第三者が権利を有するものを使用する場合、少なくとも、令和8年3月31日までは使用できるようにしておくこと。
- ス 「7 委託内容」に記載の各媒体に掲載するに当たって、トクマナや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。また、掲出前には、都、財団及び山形県に原稿等の確認をとり、各者からの指示に従って修正に対応すること。なお、確認・修正期間には十分余裕を持つこと。

7 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、その目的を達成するよう、次の事業を企画し、円滑かつ効果的に実施・運営すること。

(1) 記事広告出稿

以下の記載を踏まえて、適切な媒体を選定の上、記事広告出稿を日本語版・英語版で各1回実施すること。

概要

項目	内容
ターゲット層	国内外の個人旅行者または旅行関心層 ※海外は欧米豪の旅行者を対象とする
記事のテーマ	東京と対照的または親和性があるなど、比較・対照することにより、効果的に山形県の観光の魅力を発信すること。東京からのアクセス、山形県内の周遊の参考になる情報も掲載すること。
使用言語	日本語及び英語
ページ数	日本語版・英語版ともに見開き1ページ
媒体選定について	一般誌、機内誌等の紙媒体とし、オンラインメディアを有する媒体を選定すること。

(2) インフルエンサーを活用した SNS による情報発信

「Instagram」や「YouTube」等の SNS にて旅行・観光等に特化した発信を行っているインフルエンサーを招聘し、以下の記載を踏まえて、東京と山形県の観光促進につながる情報発信を行うこと。投稿を閲覧したインフルエンサーのフォロワー等が、山形県への訪問に興味を持ち、かつ山形県への旅行に誘引することが期待できる内容とすること。

項目	内容
ターゲット層	国内外の旅行関心層 ※海外は欧米豪の旅行者を対象とする
招聘人数	① 日本人インフルエンサー：1名以上 ② 在京外国人インフルエンサー：1名以上
使用言語	① 日本人インフルエンサー：日本語 ② 在京外国人インフルエンサー：英語
発信テーマ・内容	東京と山形県の双方の観光の魅力。 特に東京と山形県を巡る観光ルート、お勧め観光スポット、東京と山形県相互のゆかりのあるスポット等について、歴史的背景や文化にも触れて、テーマ性を持って発信すること。
	① 日本人インフルエンサー 東京と山形県の観光スポット等の発信を行うこと。 山形県については、可能な範囲で、モデルコースに関する発信を行うこと。
	② 在京外国人インフルエンサー 可能な範囲で、東京と山形県のモデルコースに関する発信を行うこと。
	投稿は複数回行うものとし、うち、少なくとも1回以上、動画を活用した発信を行うこと。
	いずれか1種類以上の SNS 媒体での発信を必須とするが、被招聘者が複数の SNS 媒体を有する場合は、複数媒体での発信がの

	ぞましい。
被招聘者の選定条件	上記「①日本人インフルエンサー」は、東京、山形にゆかりがある人物がのぞましい。 また、「②の在京外国人インフルエンサー」は、東京または国内在住経験が通算1年以上あること。
	SNS アカウントのフォロワー数が、原則として、100,000人以上であること。「②在京外国人インフルエンサー」は、欧米豪を中心としたフォロワーを持つことがのぞましい。
	ターゲット層に対し、東京と山形への訪問意欲を喚起し、具体的な旅行行動を促進するような発信力・影響力を有すること。
	①②いずれも本事業の主旨を踏まえ、事前準備や事後報告を含め協力的に対応できる人物であること。
	都・財団または山形県が行う広報・プロモーション活動におけるプロフィール、顔写真、招聘旅行中撮影した写真等の情報公開の承諾を得られること。

(3) トラベル小冊子の増刷

令和6年度に制作した小冊子「OZ magazine 心ほどける山形さんぽ・好きが見つかる東京さんぽ」を増刷すること

ア 増刷部数：5,000部

イ 納期：令和7年12月末まで

ウ 納品物：完パケデータ及びデジタルパンフレット掲載用データ

エ 納品場所：①財団指定場所（都、山形県内6か所程度）、納品部数は別途指定する。
②小冊子掲載施設（内容更新のあった施設のみ）5部ずつ。

オ 掲載情報の確認・修正、校正

- ・増刷前に掲載情報に変更がないか関係箇所全てに確認をすること。変更や誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
- ・変更箇所については、都・財団及び山形県等による校正を複数回（色校正含め最低2回）行うこと。
- ・校正回数及び確認期間を踏まえ、余裕を持ったスケジュールを立てること。最終的なスケジュールは事前に財団へ報告の上決定すること。

カ 留意事項

以下の点に留意すること。

- (ア)変更・修正箇所に関する画像、イラスト、図表等について、掲載許可の取得及び費用は全て本委託費に含むこととする。第三者に権利が帰属される図・画像・写真等を小冊子に使用する際は、必ず事前に受託者側で使用許諾を済ませること。第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。
- (イ)変更・修正箇所に関するテキスト、画像、イラスト等は公式サイトを参考にす

ること。

- (ウ) 小冊子の変更・修正箇所に利用する素材は、増刷後も利用料や利用許可等が必要なく継続的に利用できるよう手配すること。なお、素材の利用に期限がある場合は都度、財団へ報告の上、適切に対応すること。

(4) ウェブサイト運営管理及び情報発信の実施

ア. サイト移管・引継ぎ

既存の公式サイトを前年度の受託事業者から引継ぎ、運用すること。コンテンツ、デザイン、構成及び機能を含む仕様全般について、原則として従来のもを引継ぐこととする。システム等の移管作業が必要な場合は令和7年4月30日までに移管後のサイト公開を完了すること。移管作業期間中に既存サイトに修正・更新があった場合は最新の情報を反映すること。なお、引継ぎに係る一切の費用を本委託費に含めること。

イ. サイトの更新及び運営管理

(ア) サイトコンセプト

「5対象市場・ターゲット」に則って、東京と山形県の観光の魅力を発信することにより、国内外から実際に山形県を訪問することを促す。

(イ) 言語：日本語及び英語

(ウ) デザイン・構成

- a 基本的なデザイン・構成は原則として従来のもを引き継ぐこと。
- b ウェブサイトの訴求力向上を目的とし、直帰率が低く、回遊性が上がる（平均ページ閲覧数が多い／滞在時間が長い）構成を意識したサイト作りを行うこと。
- c PC、スマートフォン、タブレット等の様々な端末機器を考慮したレスポンシブ Web デザインとすること。また、一般的なブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge、Safari、Firefox 等）で表示が崩れないよう、十分に表示確認を行うこと。特にスマートフォンからのアクセスを意識したデザイン・サイト構成とすること。

(エ) コンテンツの制作・更新

以下のコンテンツを追加すること。

英語版のトップページのタイトル、デザイン等については、外国人(欧米豪)旅行者を意識したタイトル等を事前に財団へ報告の上、変更すること。

a 観光コンテンツの追加（日本語・英語共通 年間2回以上）

既存サイトに掲載のテーマ（「旅テーマから探す」「地域から探す」）に加え、観光地の歴史的・文化的な背景を盛り込んだ観光コンテンツを掲載できるテーマを新設し、テーマに合った観光プランや観光コース等を盛り込んだ情報ページを都、山形県各2ページ以上掲載すること。

設定するテーマ、掲載情報の内容や掲載する時期については事前に財団の確認を経て決定すること。

b トップページメインビジュアル更新

年間4回程度、季節に合わせた訴求力のある画像に変更すること。

c 「ニュース」欄の更新

東京と山形県の最新ニュースについて、随時掲載を行うこと。

また、山形県と協議の上、季節ごとの山形県内のイベント情報発信を随時行うこと。

d バナー制作、リンクの追加

都・財団及び山形県が指定するページへのリンクバナーをページ内に新規設置、または既存掲載内容の修正に対応すること。設置するリンクバナーは必要に応じてサイト掲載に則したサイズ等に調整すること。なお、都・財団及び山形県が所有する公式観光サイト等に本サイトへのリンクを掲載する可能性があるため、都・財団及び山形県の要請に従い、都度本サイトのリンクバナーをデザイン・制作の上、提供すること。

また、「7 委託内容 (1)～(3)」で連携する媒体や SNS 等へのリンクバナーを適宜設置すること。

ウ システム・サーバー等の保守・運用管理

- (ア) ウェブサイトは受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は、ウェブサイト運営が正常に行われるために必要な全てのサーバー保守、データバックアップ、ログ管理、モニタリング等の管理を行うこと。
- (イ) サーバーを設置するデータセンターは、24時間有人監視、監視カメラによる監視、耐震、対火災設備、停電時の自家発電を有する等、安定した稼働が行える環境であること。
- (ロ) 24時間365日の連続運用を前提とし、安定的に稼働すること。
- (エ) システム等（パッケージ等）の定期的なプログラム修正（操作性の改善や修正等軽微なもの）を本委託費内で行い、原則として、常に最新のバージョンとすること。
- (オ) 原則、サイト公開・改訂のタイミングでログを含め全体のバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。
- (カ) 不正アクセスによる情報の改ざん防止のため不正アクセス自動検知システムを利用すること。また、データ書換えの検出・通知設定を行うこと。
- (キ) サイト公開前に脆弱性診断を行い、必要な改善を行ってから公開すること。
- (ク) サイト全体に対して、SSLを設置すること。
- (ケ) サーバーは、本仕様の内容を満たす適切なものを用いること。

エ 英語への翻訳

英語ページの作成にあたり、以下のとおり、翻訳の品質管理を行うこと。

- (ア) 翻訳については、表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と英語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
- (イ) 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
- (ロ) 固有名詞の表現等については、本契約締結後、資料等で英語への翻訳を提出し、財団の確認を行うこと。

翻訳結果に対して問題があると財団が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイテ

イブチェッカーの改善を指示することがある。

オ サイト改善施策

オーガニック流入、回遊率、滞在時間の改善を促すような効果的な施策を企画し、実施すること。なお、SEO 対策などアクセス件数の向上に関しては、アクセス解析結果を踏まえて実施すること。

カ その他

- (ア) コンテンツ作成に当たり、自治体等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、内容確認及びテストページ確認依頼等を行うこと。
- (イ) 受託者はウェブサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。ウェブサイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に共有し、適切な対応をすること。
- (ウ) 今後もコンテンツが増えていくことを前提に、ウェブサイトの運営を行うこと。
- (エ) ウェブサイトは中立性に配慮し構成すること。また、サイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- (オ) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- (カ) 別紙1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、観光情報ウェブサイトとして必要と思われる項目については同ルールに準じること。

(5) オンライン広告の実施

公式サイト等への誘因を目的として、ターゲット層に対し効果的な訴求となるよう、以下に留意してオンライン広告を実施すること。

- ア 公式サイトのコンテンツ更新時期を踏まえ、日本語ページ、英語ページそれぞれにおいて広告に最適な時期と内容を検討し、実施すること。
- イ 広告媒体の選定に当たっては、発信力、影響力、拡散力を考慮し、効果的な媒体を選定して配信すること。（SNS（インスタグラム等）広告、Google 広告、バナー広告等を想定）
- ウ 配信に当たっては、必要に応じて各広告の入稿規定に沿うように素材を編集の上、配信すること。
- エ 広告に必要な素材（バナー等）は受託者にて制作すること。制作にあたり必要な権利処理等についても受託者にて行い、本委託費に含むこと。

(6) デジタルツールを活用した BtoC イベントの実施

ア 目的

東京から山形県への送客及び、山形県内におけるテーマ・ストーリー性のある周遊観光

の促進

イ 実施内容

山形県へのアクセスの基点となる都内の駅や空港及び、山形県内にチェックポイントを設置し、周遊を促すようなデジタルスタンプラリーなどのイベントを実施すること。

ウ 実施時期・期間

令和7年11月末までに、イベント内容に適した期間を設定の上、実施すること。

エ 参加促進及び告知

- ・参加者（アンケート回答者）に対して景品を設定するなど参加促進策を講じること。但し金券類は用いない。
- ・上記（4）ウェブサイト上に本イベント情報を掲載する等、イベントの告知をおこなうとともに、PRを実施し、参加促進をはかること。

オ アンケート実施

参加者に対して、本イベント及び本事業に関する設問によるオンラインアンケートを実施し、回答の集計・分析・報告を行うこと。

カ その他

- ・山形県内は、県内の地域バランスを考慮して訪問先を7か所とし、具体的な設置場所は山形県と調整すること。
- ・東京都内は、山形への送客の基点となる東京駅、上野駅、羽田空港の3か所程度を設定すること。
- ・システム構築に関して、GPSを活用し、訪問したことがスマートフォンに記録されるシステムを想定している。また、訪問先を地図で確認できるなど、参加者が円滑に周遊できる対策をとること。対応言語は日本語とする。
- ・同一人物の重複当選や重複応募等の防止など、公平性を確保すること。

(7) デジタルツールを活用した BtoB イベントの実施

ア 目的

山形県内の観光関連事業者を対象として、欧米豪からの外国人旅行者受入環境整備促進のため、旅行者のニーズに即した接遇や設備改善等について、東京都内においてインバウンドビジネスに精通し深い知見のある講師によるオンラインセミナーを実施し、実体験に基づいて、心構えやノウハウをレクチャーし、受講者が外国人旅行者受入に取り組むことをサポートする。

イ 実施内容

オンラインセミナー（ライブ配信及びアーカイブ配信）

東京都内からの配信を想定。

講師による講演を中心として、参加者による質疑応答やディスカッション等、ライブ配信への参加を促進するプログラムとすること。

ウ 配信ツール

参加者が参加しやすい一般的なオンライン配信ツールを使用すること。

エ ライブ配信実施日・時間

- ・実施日：山形県内の観光関連事業者の繁忙期を避けて、イベント内容に適した時期に1回実施すること。設定の上、実施すること

- ・時 間：1時間程度（目安）

オ アーカイブ配信

ライブ配信に際して録画を行い、ライブ配信後、一定期間はアーカイブ配信を行うこと。

カ 受講者数

100名程度を目途とする。

キ 講師の選定について

上記「ア 目的」を踏まえて、東京都内の宿泊施設そのほか観光関連施設等におけるインバウンド対策に携わるなど、セミナーテーマに合致する豊富な実務経験に基づき実践的な講義ができる者で、集客が見込める知名度のある講師を選定すること。講師謝金も本委託費に含むこととする。

ク 参加促進・告知

- ・山形県と連携して、セミナーへの参加促進を図ること。
- ・セミナーの内容を案内するリーフレット（データ）等を用意すること。

ケ セミナー運営

- ・事務局を設置し、集客から参加者管理、セミナーの案内を行うこと。
- ・運営マニュアルを作成し、適切にスタッフを配置し、運営に臨むこと。
- ・セミナー全体を進行する司会を手配すること。
- ・記載当日及びアーカイブ配信期間中の参加者からのセミナー視聴に関する問合せに対応し、適宜サポートすること。

コ 機器類及び配信会場の準備

- ・PC、マイク、カメラ及び配信機器等の必要な機器類を用意し、安定した回線環境の会場において、実施すること。
- ・回線及びサーバー等の機器トラブルに備えて、代替設備を用意すること。
- ・財団職員等3名程度が配信会場にて待機する予定。
- ・講師等出演者は、別会場からの参加も可とする。

サ アンケート実施・回収・集計・分析

参加者に対して、本イベント及び本事業に関する設問によるオンラインアンケートを実施し、回答の集計・分析・報告を行うこと。

(8) 効果測定及び報告

以下の業務について、適切なKPIを設定の上、進捗及び達成状況を適宜報告するとともに広告配信プランの調整やコンテンツ等の改善を図ること。

ア 記事広告出稿

オンラインメディアを活用する場合は、PV数、閲覧者数、滞在時間等のKPIを設定すること。

イ インフルエンサーを活用したSNSによる情報発信

ウ ウェブサイト運営管理及び情報発信の実施

- エ オンライン広告
- オ デジタルツールを活用した BtoC イベントの実施
- カ デジタルツールを活用した BtoB イベントの実施

8 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。財団の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

別紙2「委託完了届」を提出すること。

イ 実施報告書

A4版、横書きカラーで作成の上、紙2部、電子データを納品すること。掲出された広告（オンライン、オンラインメディア）全てをクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと。（別紙として提出することも可能とする）

※目次、体裁、提出期限等は事前に財団へ報告の上、実施すること。

ウ 本事業効果測定書

効果測定内容、体裁等は事前に財団へ報告の上、実施すること。

エ 「7 委託内容」(1)及び(3)については、発行物等を各5部及び電子データを納品すること。

9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10 秘密の保持

受託者は、「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 作成物・成果物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て財団に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)～(4)の規定は、「9 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

1.2 委託事項・関係法令の遵守

受託者は、本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1.3 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」(※1)及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」(※2)を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」(※3)に定められた事項を遵守すること。

※1：https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyokou.pdf

※2：https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkanriki_junimeji.pdf

※3：https://www.tcvb.or.jp/jp/kojin_joho_tokkishiyu_0122.doc

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(※4)に定められた事項を遵守すること。

※4：https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

- (3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。

- ・財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど。
- ・本事業において実施するイベント等への参加者の氏名・連絡先・メールアドレスなど。
- ・また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IPアドレスなど)も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (4) 本事業の遂行にあたり「9 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託する事業者においても、当該事業者が個人情報を取り扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)が望ましい。

- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1.4 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議の上、実施すること。また、本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、財団と協議の上、変更する。
- (3) 契約満了もしくは契約解除により新規受託業者への業務引き継ぎが完了した場合には、業務に関する情報、データ、資料等は適切に破棄・消去すること。
- (4) 本事業の委託者は財団であるが、実施に当たって発生した問題は受託者が責任をもって対応すること。
- (5) 天変地異、政治・社会情勢の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第17条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途その内容に則って代金を支払う。
- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本委託契約は、令和7年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和7年度財団収支予算が令和7年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団
観光事業部 大塚
E-mail : renkei@tcvb.or.jp